

福島市告示第359号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届け出があったので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和7年12月17日

福島市長 馬場 雄基

| | |
|-------|-------------------------|
| 名称 | 新:田島整形外科・内科 旧:田島整形外科 |
| 所在地 | 福島市西中央一丁目12番地の2 |
| 変更年月日 | 令和7年10月1日 |